

青森県報

第百五十四号

令和二年
五月八日
(金曜日)

目次

告 示

- 令和元年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領(財政課) ……一
- 令和二年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領(同) ……二
- 令和二年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領(同) ……四

公 告

○青森県事業系食品ロス実態調査業務に係る一般競争入札(環境政策課) ……五

告 示

青森県告示第百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定に基づき令和二年三月三十一日専決処分した令和元年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

令和二年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

令和元年度青森県一般会計補正予算(専決第1号)

令和元年度青森県一般会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	県 税	145,068,892	236,513	145,305,405
3	地 方 消 費 税	26,480,373	236,513	26,716,886
3	地 方 譲 与 税	22,864,473	△40,202	22,824,271
1	地方法人特別譲与税	20,020,508	10,455	20,030,963
2	地方揮発油譲与税	2,489,690	△45,257	2,444,433
3	石油ガス譲与税	138,566	△4,038	134,528
4	自動車重量譲与税	88,547	△586	87,961
6	森林環境譲与税	66,624	125	66,749
7	航空機燃料譲与税	60,537	△901	59,636
4	地方特例交付金	1,557,874	△116,741	1,441,133
2	子ども・子育て支援 臨時交付金	922,203	△116,741	805,462

5	地方交付税	219,951,920	577,859	220,529,779
1	地方交付税	219,951,920	577,859	220,529,779
6	交通安全対策特別交付金	354,796	△46,391	308,405
1	交通安全対策特別交付金	354,796	△46,391	308,405
12	繰入金	5,802,477	△249,038	5,553,439
2	基金繰入金	5,321,590	△249,038	5,072,552
15	県債	68,800,610	△362,000	68,438,610
1	県債	68,800,610	△362,000	68,438,610
	歳入合計	685,427,449	0	685,427,449

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
河川事業	3,536,000	普通貸借又は発行	9.0以内	公的資金の場合 は、融通条件 による。	3,453,000	普通貸借又は発行	9.0以内	公的資金の場合 は、融通条件 による。
県道等整備事業	2,604,000	普通貸借又は発行	9.0以内	その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。	2,325,000	普通貸借又は発行	9.0以内	その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。
計	68,800,610	/	/	/	68,438,610	/	/	/

青森県告示第百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定に基づき令和二年四月二十二日専決処分した令和二年度青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領は、次のとおりである。

令和二年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

令和2年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

令和2年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,908,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ718,298,205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9	国庫支出金	107,956,093	631,125	108,587,218
2	国庫補助金	64,890,646	631,125	65,521,771
12	繰入金	8,789,494	446,797	9,236,291
2	基金繰入金	8,515,537	446,797	8,962,334
14	諸収入	53,427,091	26,831,053	80,258,144
3	貸付金元利収入	45,381,806	26,831,053	72,212,859
歳入合計		690,389,230	27,908,975	718,298,205
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7	商工費	66,587,507	27,823,736	94,411,243
1	商工費	48,518,500	27,823,736	76,342,236
10	教育費	136,700,181	85,239	136,785,420
4	高等学校費	33,660,593	66,741	33,727,334
5	特別支援学校費	11,924,857	18,498	11,943,355
歳出合計		690,389,230	27,908,975	718,298,205

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額	千円
令和2年度新型コロナウイルス感染症中 小企業経営再建特別対策事業費補助	令和3年度から 令和5年度まで		2,295,000

青森県告示第三百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき令和二年四月二十七日専決処分した令和二年度青森県一般会計補正予算（専決第二号）の要領は、次のとおりである。

令和二年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

令和2年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）

令和2年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,434,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,732,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
9	国庫支出金	108,587,218	1,900,000	110,487,218
2	国庫補助金	65,521,771	1,900,000	67,421,771
12	繰入金	9,236,291	1,534,550	10,770,841
2	基金繰入金	8,962,334	1,534,550	10,496,884
歳入合計		718,298,205	3,434,550	721,732,755
歳 出		補正前までの額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総務費	28,568,708	1,000,000	29,568,708

2	企 画 費	7,055,573	1,000,000	8,055,573
7	商 工 費	94,411,243	2,434,550	96,845,793
1	商 工 費	76,342,236	2,434,550	78,776,786
	歳 出 合 計	718,298,205	3,434,550	721,732,755

公 告

青森県事業系食品ロス実態調査業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和二年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 青森県事業系食品ロス実態調査業務
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 履行期限 令和二年十月三十日
- 二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八條の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）、又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、調査及び研究に係る契約についてAの等級に格付けされた者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 過去五年間に都道府県において、事業系食品ロス発生量に関する実態調査業務又は次の(一)及び(二)のいずれの業務についても履行実績があること。なお、(一)及び(二)の業務については同一の都道府県での履行実績であることは要しないこととする。

- (一) 自治体内における廃棄物の排出実態に係る調査(ただし、標本調査で得た結果及び事業所等の活動量指標から、自治体内の全体の排出量を推計する調査手法によるものに限る。)
 - (二) 廃棄物に関する意識調査業務
- 三 資格の審査等
- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。
 - 2 提出部数 一部
 - 3 提出期限等
 - (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和二年五月十日午後五時までに青森県環境生活部環境政策課長に提出しなければならない。また、申請書及び関係書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
 - (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 四 入札説明書の交付等
- 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 青森市長島一丁目の一
 青森県環境生活部環境政策課循環型社会推進グループ
 電話 〇一七―七三四―九二四九
- 五 入札の日時及び場所
- 1 日時
令和二年五月二十七日 午前十時
 - 2 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟二階A会議室
 - 3 その他
郵送又は電送による入札は認めない。
- 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 1 入札保証金

- 2 契約保証金
青森県財務規則第百三十二条第一項第二号により免除する。
- 七 落札者の決定方法
青森県財務規則第百五十九条の規定による。
- 八 契約の締結
1 青森県財務規則第百五十一条の規定により、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。
- 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- 九 入札条件
青森県財務規則に定める入札者心得書及び入札説明書に定める事項を遵守すること。
- 十 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - 3 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 4 その他
詳細は入札説明書による。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	
定価 小口一枚二付十五円	